

令和7年度冬場の閑散期対策誘客イベント開催等委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和7年度冬場の閑散期対策誘客イベント開催等委託業務に関するプロポーザル方式の審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度冬場の閑散期対策誘客イベント開催等委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は120点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) イベント名称、キャッチコピー、キービジュアル (5 点)
- (2) イベント期間中のステージ内容 (30 点)
- (3) 高知城の夜間装飾の実施内容 (15 点)
- (4) 夜の商店街への誘客に繋がる仕組み (15 点)
- (5) 高知市以外への周遊を促す仕組み (15 点)
- (6) 会場への集客に繋がる企画 (15 点)
- (7) 【必須ではない】会場以外の場所も活用した取り組み (5 点)
- (8) 【必須ではない】イベントへの誘客に繋がる広報 (5 点)
- (9) 実施体制・スケジュール (10 点)
- (10) 経費見積 (5 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時：令和7年7月4日（金）（予定）

場所：未定（決まり次第、改めてご案内をいたします）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1者30分以内とします。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 参加者ごとにプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（20分以内）を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点
イベント名称、 キャッチコピー、 キービジュアル	5	イベント内容との関連性や訴求力のある提案がなされているか
イベント期間中のステージ内容	30	魅力あるコンテンツの提案がなされているか
高知城の夜間装飾の実施内容	15	魅力的な夜間装飾の提案がなされているか
夜の商店街への誘客に繋がる仕組み	15	誘客が期待できる企画の提案がなされているか
高知市以外への周遊を促す仕組み	15	高知市以外への周遊を促すことが期待できる企画の提案がなされているか
会場への集客に繋がる企画	15	会場への集客が期待できる企画の提案がなされているか
【必須ではない】 会場以外の場所も活用した取り組み	5	会場以外で本イベントを盛り上げるための企画提案がなされているか
【必須ではない】 イベントへの誘客に繋がる広報	5	イベントへの誘客に繋がる広報の提案がなされているか
実施体制・スケジュール	10	適切な業務実施が期待できる体制、スケジュールとなっているか
経費見積	5	適正な見積がなされているか